

令和 8 年度

古河市不妊治療費助成金交付事業のご案内

古河市では、令和 8 年度より生殖補助医療と先進医療を組み合わせて不妊治療を行った方に、先進医療の費用の一部を助成します。

● 助成の対象となる治療等

医師の診断に基づき、生殖補助医療※¹と併せて実施する先進医療※²が対象になります。

※¹ 生殖補助医療(ART)とは、採卵や採精で得られた卵子や精子を体外で受精させ(体外受精や顕微授精)、得られた受精卵を体外で培養したのちに、子宮の中に移植する(胚移植)といった不妊治療のための一連の医療技術。

※² 先進医療とは、厚生労働省が告示をしたもの(裏面参照)。

● 助成金額

「1 回の治療」※³につき先進医療にかかった費用に対して、上限 5 万円を助成します。

生殖補助医療と組み合わせず、単独で行った先進医療は、助成対象外です。

※³ 「1 回の治療」とは、医師が治療計画を作成した日から妊娠の確認まで、または医師の判断でやむを得ず中止した時までの一連の過程のことです。

【治療の例①】

保険適用の生殖補助医療	
医療保険(7 割)	自己負担(3 割)



先進医療
自己負担(10 割)

助成する部分

【治療の例②】

保険適用の回数制限を超えた生殖補助医療(※ ⁴)
自己負担(10 割)



先進医療
自己負担(10 割)

※⁴ 医療保険において年齢に応じた通算助成回数が定められていますが、それらを越えた場合でも治療期間の初日における女性の年齢が 43 歳未満は対象になります。

● 対象者【次のすべての要件に該当している方が対象です】

- (1) 医師の診断に基づいて、生殖補助医療に 先進医療(厚生労働省が告示をしたもの)を組み合わせて治療を行った方
- (2) 「1 回の治療」の初日を基準として、その日からさかのぼって途切れることなく継続して 1 年以上、夫婦いずれかが古河市に住民登録していて、申請日においても継続して古河市に住民登録がある方
- (3) 法律上の婚姻をしている夫婦(事実婚も含む)
- (4) 「1 回の治療」の初日における女性の年齢が 43 歳未満の方
- (5) 市税の滞納がない方
- (6) 本市以外の地方公共団体等から不妊治療に対する類似の助成金等の交付を受けていない方

● 申請期間

「1 回の治療」が終了した日の属する年度内に、申請に必要な書類をそろえて申請してください。

※治療終了後 2 か月を目安に、早めの申請にご協力ください。やむを得ない理由で、年度内に申請ができない場合は、必ずご相談ください。

※裏面に、「厚生労働省が告示をしたもの」と「申請に必要な書類」を掲載しておりますのでご確認ください。

● 申請に必要な書類・申請方法

- ☐ ① 不妊治療費助成金交付申請書兼請求書
- ☐ ② 不妊治療(先進医療)受診等証明書 治療終了後、医療機関に作成を依頼してください
- ☐ ③ 医療機関が発行する領収書および診療報酬明細書 原本の提出
- ☐ ④ 申請者及び配偶者の住所を証する書類(例:住民票の写し)
- ☐ ⑤ 市税に滞納がないことを証明する書類(未納のない証明書)(例:納税証明書)
- ☐ ⑥ 申請者及び配偶者の婚姻関係を証する書類(例:戸籍謄本) 又は 事実婚等に関する申立書
- ☐ ⑦ 振込先の口座情報が分かるもの(例:通帳の写し)
- ☐ ⑧ 印鑑(自署の場合は省略可)

※ ①・②・⑥(事実婚等に関する申立書)は、古河市ホームページよりダウンロードいただくか、子育て包括支援課の窓口にてお渡しができます。

※ ③は、原本をご提出ください。提出いただいた書類は返却できません。控えが必要な場合には必ず事前にコピーをお取りください。

※ ④・⑤は、古河市に住民登録していて公簿等の確認に同意が得られる場合は、書類の提出を省略することができます。

※ ⑥は、夫婦で住所が異なる場合、事実婚の場合は提出が必要です。

上記、書類をそろえて、古河市子育て包括支援課の窓口へ申請してください。(郵送での申請も可能です。)

市ホームページはこちらから！

申請に必要な様式やよくある
お問合せ等を掲載しています。



● 先進医療(厚生労働省が告示をしたもの)

- 子宮内膜刺激術(SEET 法)
- タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養
- 子宮内膜擦過術(子宮内膜スクラッチ)
- ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術(PICSI)
- 子宮内膜受容能検査1(ERA)
- 子宮内膜受容能検査2(ERPeak)
- 子宮内細菌叢検査1(EMMA/ALICE)
- 子宮内細菌叢検査2(子宮内フローラ検査)
- 強拡大顕微鏡を用いた形態学的精子選択術(IMSI)
- 二段階胚移植術
- タクロリムス投与療法
- 膜構造を用いた生理学的精子選択術
- 着床前胚異数性検査 1
- 着床前胚異数性検査 2

※先進医療は、変更となる場合があります。詳細は、医療機関にご確認いただくか、下記 QR コードから厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ
「先進医療の各技術の概要」



【問合せ・申請先】

古河市子育て包括支援課 (古河福祉の森会館内)

〒306-0044 古河市新久田 271-1

電話:0280-48-6881

月～金曜日 8:30～17:15(土日祝、年末年始を除く)